



新型コロナウィルス感染症（令和4年度版 ver.2）

いつから登校していいの？

重要！

保健所から連絡があった際、いつから登校可能か必ず確認していただき、学校にご連絡ください。

I 生徒本人が「陽性判明（感染者）」のとき

【出席停止の期間】

開始日：判明した日（それ以前から体調不良で欠席の場合は、欠席開始日から）

終了日：専門医等（医師か保健所等）が登校を認めるまで（目安は下の通り）

登校日の目安

① 症状がある場合

- 発症日から7日間経過、かつ症状軽快後24時間経過した場合

R4.9.7より
期間が短くなりました

〇日目	1, 2, 3, 4, 5, 6,	7	8日目
発熱等症状（発症） 	この間のどこかでPCR検査検査を受検し、陽性判明 	少なくとも、7日目は症状軽快している必要あり 	登校OK

〇日目	1, 2, … 6, 7 …	X日目	X+1	X+2日目
発熱等症状（発症） 	この間のどこかでPCR検査等を受検し、陽性判明 	症状軽快 	リモート学習 	登校OK

② 症状がない場合

- 検体採取日（PCR検査を受けた日）から7日間経過した場合

（自費検査として薬事承認された抗原定性検査キットにて5日目に陰性が確認された場合は、6日目から登校可能です）

〇日目	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	8日目
検体採取日（PCR検査） 	この間、ずっと無症状 ※この間に症状が出た場合は、症状が出た日を〇日目として、 ①症状がある場合へ 	登校OK

Ⅱ 生徒本人が「濃厚接触者」のとき

【出席停止の期間】

開始日：濃厚接触者と認定された日（それ以前から疑いがある場合は念のため出席停止）

終了日：PCR検査を受けて陰性の場合…症状が出なければ保健所等に指示された期間

PCR検査を受けない場合…症状が出なければ保健所等に指示された期間

※PCR検査を受けて陽性の場合は→ I 生徒本人が「陽性判明（感染者）」のときへ

登校日の目安

○感染者との最終接触日からから5日間経過した場合

R4.7.22より
期間が短くなりました

（自費検査として薬事承認された抗原定性検査キットにて2日目及び3日目の2回の陰性が確認された場合は、4日目から登校可能です）

0日目	1, 2, 3, 4, 5	6日目
	<p>この間、無症状</p> <p>※この間に症状が出た場合は、病院受診の必要あり</p> <p>リモート学習</p>	 登校OK 

ア～ウのいずれか遅い日を0日目とする

- ア. 同居陽性者が有症状：発症日
- イ. 同居陽性者が無症状：検査日
- ウ. 同居陽性者の判明により、住居内で感染対策を講じた日
部屋を分ける、マスク着用、手洗い・手指消毒、物資等の共有を避ける、消毒実施などの対策

Ⅲ 生徒本人が「かぜ症状」のとき

【出席停止の期間】

開始日：症状の出た日

終了日：医療機関を受診した場合…医師の判断する日（通常は快癒した日）

医療機関を受診しない場合…快癒した日から2日間経過した場合

※PCR検査等を受けて陰性の場合も、医師の判断する日（通常は快癒した日）

医療機関を受診しない場合の登校日

※症状が回復しても、2日間は自宅療養していただく必要があります

	0日目	1	2	3日目
かぜ症状			<p>平常状態</p> <p>リモート学習</p>	登校OK 

教育委員会からの通知により、オミクロン株の流行状況を踏まえ、令和4年1月28日（金）より、「学校活動における濃厚接触者の特定」については、従来の区保健福祉センターではなく、学校が判定を行うこととなりました。ただし、判定が難しい事例については、区保健福祉センターと協議のうえ判定を行います。

«濃厚接触の可能性の判断（大阪府健康医療部HPより）»

陽性者の感染可能期間中（陽性者が有症状の場合、発症2日前から療養終了まで）に

- ・手で触れるこことできる距離（目安1m）でマスクなしで15分以上会話したとき
- ・陽性者の気道分泌物、体液等の汚染物に直接触れた可能性のある者

IV 同居家族が「陽性判明（感染者）」のとき

→ II 生徒本人が「濃厚接触者」のときへ

※ただし、隔離の状態により、生徒は濃厚接触者とならない場合もあります。

V 同居家族が「濃厚接触者」のとき

同居家族が症状なし・検体検査（PCR検査、抗原検査）を受検しない場合

→ 登校可能

同居家族が症状あり・検体検査（PCR検査、抗原検査）を受検する場合

→ 出席停止

【出席停止の期間】

開始日：同居家族が濃厚接触者に認定された日

終了日：同居家族が陰性となった日

※同居家族がPCR検査を受けて陽性の場合は、IV 同居家族が「陽性判明（感染者）」のときへ

VI 同居家族が「かぜ症状」のとき

同居家族のかぜ症状が、「コロナ疑いで医療機関を受診するめやす」にあたる場合

→ 出席停止（同居家族のかぜ症状が回復するまで）

同居家族のかぜ症状が、「コロナ疑いで医療機関を受診するめやす」にあたらない場合

→ 登校OK（念のために欠席させる場合は出席停止扱い）

（参考）《新型コロナウイルス感染症を疑い、医療機関等に相談するめやす》

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

○重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合

*高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合